

創価大学公的研究費及び研究活動の不正行為に関する通報・告発細則（一部抜粋）

（不正行為者等への措置）

- 第 17 条 本学は、不正行為を行った本学の研究者等に対して、「学校法人創価大学教育職員就業規則」等に基づき、懲戒処分を行うことができる。
- 2 本学は、悪意に基づく虚偽の本学通報・告発者に対して、前項に準じて懲戒処分を行うことができる。
 - 3 本学は、不服申立てによる再調査の結果、不正行為の認定又は悪意に基づく虚偽の通報・告発とされた認定が覆されたときに限り、前各項の懲戒処分を取り消すことができる。
 - 4 本学は、不正行為を行った研究者等が、本学に所属していないときは、以後本学の施設又は設備を利用する研究及び本学の研究者等との共同研究を一定期間禁止することができる。
 - 5 本学は、取引業者が不正行為に関与したときは、取引停止等の処分をすることができる。